

事例で学ぶ独占禁止法

鈴木孝之 = 河谷清文

2017年5月発売 / 584頁 / 本体 4600円 + 税
A5判 / 並製



編集
担当者
から

独占禁止法（経済法）が司法試験選択科目となった後、本誌読者の皆さんにとって、独禁法を学ぶ機会が増えてきていることと思います。それに合わせるように、独禁法に関する教科書や教材も優れたものが多く登場してきていますが、今回、新たな一書が加わります。『事例で学ぶ独占禁止法』です。

本書は、具体的な事例を素材として用いつつ、単なる事例の紹介ではなく、法令の概説書と判例等の解説書を1冊で効率的に兼ねて、判例等の中の重要な文章にそのままあたって学習できるようにしたところに特色があります。事例は、判例・審決・排除措置命令のほか、ガイドライン等の資料も適宜収録し、法令概説部分と判例等解説部分を連携させて構成し、円滑に通読できるように工夫してあります。

著者お二人が長い時間をかけて推敲を重ねた、新しいタイプのテキストです。ぜひお手に取ってご覧下さい。(F&T)

Point!

P かなり歯応えのある頁数ですが、平易な記述で、どんどん読み進めることができます。

第3章 不当取引制限 161

第5章 不当な取引制限

テーマ1 規制対象と要件

不当な取引制限とは、どのような行為だろうか。同じ3条に規定されている私的独占とはどのように異なるのだろうか。2条6項の定義規定では、何が要件とされているだろうか。

(1) 規制対象
不当な取引制限は、私的独占とともに、3条において禁止されている。私的独占が「単独」の行為を規制対象に含むつつ「結合」「連携」による行為も含むのに対して、不当な取引制限は「共同」の行為のみが対象となる。私的独占が、行為者が他の事業者に対してその事業活動を「排除」または「支配」する行為を規制対象とするのに対して、不当な取引制限は、行為者の「相互拘束」行為を規制対象とする。違反者に対して、排除措置命令の他に、締結は異なるものの課徴金納付命令と刑事罰が用意されていることは、両者に共通する(第V部参照)。

不当な取引制限の典型例としては、「価格カルテル」や「入札談合」がしばしば例示される。競争者間の共同行為により、市場における競争を実質的に制限する行為をイメージしてもらえばよい。

例えば、個別の事業者は市場の価格や数量を左右する力を有しておらず、それぞれ自由に競争をしていたとする。利益を大きくしようと高い価格をつければ、他の競争者が低い価格で顧客を奪っていくため、利益は逆に小さくなる。低い価格をつけておいて、競争者が高い価格をつければ、多くの顧客に販売できるため、利益は大きくなるかもしれない。競争者が自分より低い価格をつけるかもしれない、というリスクがある状況なら、どちらにせよ自己の利益は高くない方が得である。これが通常の市場競争であり、事業者は効率化を促し、需要者(顧客や消費者)と社会の利益を最大化する。

ところが、競争者がみんなで共同して、低い価格をつけないと確約し、裏切られることがないと確信を持てるようになれば、利益幅の大きい高い価格をつけることが可能になる。共同することにより、競争を制限し、価格・数量を左右する力を有するようになり、価格を引き上げ、不当に利益を得ようとするのが、カルテルという行為である。もちろん、これは顧客や消費者の損にとっては不利益であり、社会全体に損失を生じさせる行為である(第3章テーマ1)3および4参照)。

事例のうちから典型的なものを1つ紹介する。

事 例 (5-1) LPガス供給機器カルテル事件

(1) Y₁~Y₄の4社は、特定LPガス供給機器(自動車向けのLPガス供給機器を除く供給機器を指す)の主要な原材料であるアルミニウム等の非鉄金属の価格が高騰していたことから、平成18年5月23日頃、特定LPガス供給機器について、平成18年6月ないし7月以降から、4社の販売価格(坪)について互合による販売価格を合意し、現行の販売価格より10%程度引き上げることを選定した。

(2) 4社は、平成19年から平成20年にかけて、特定LPガス供給機器の原材料であるアルミニウム等の非鉄金属の価格が高まるとして、特定LPガス供給機器の梱包材料等に使用する石油関連製品の購入価格を高騰してきたこと等から、平成20年2月26日頃、特定LPガス供給機器について、平成20年4月頃出荷分から、4社の販売価格より10%程度引き上げると合意した。

(3) 4社は、前記(1)および(2)により、公共の利益に反して、わが国における特定LPガス供給機器の販売分野における競争を実質的に制限していた。

(公取委排除措置命令平成23-12-20第1集第58号(1)分第247頁)

この事例において、仮に、Y₁だけが独自の判断で値上げしたらどうだろう